

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和6年 4月1日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 086-473-9002(午前8時30分～午後5時まで) つながらない場合は、086-473-9000

担当 王慈総合ケアセンター 加納 泉

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

* 上記時間以外は(080-1646-5090)へご連絡下さい。24時間連絡体制を確保しています。
必要に応じていつでも利用者等のご相談に対応させていただきます。

2. 居宅介護支援事業所(王慈総合ケアセンター)の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	王慈総合ケアセンター
所在地	岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (倉敷市指定 第3370200036号)
サービスを提供する 地域 *	倉敷市児島地区

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		管理、運営全般
主任介護支援専門員	1名以上		
介護支援専門員	3名以上		

(管理者は主任介護支援専門員)

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時(ご相談は24時間受け付けております)
土・日・祭日	午前8時30分～午後5時(ご相談は24時間受け付けております)

* 緊急連絡電話 086-473-9002 (つながらない場合は086-473-9000)

営業時間以外は080-1646-5090へご連絡下さい

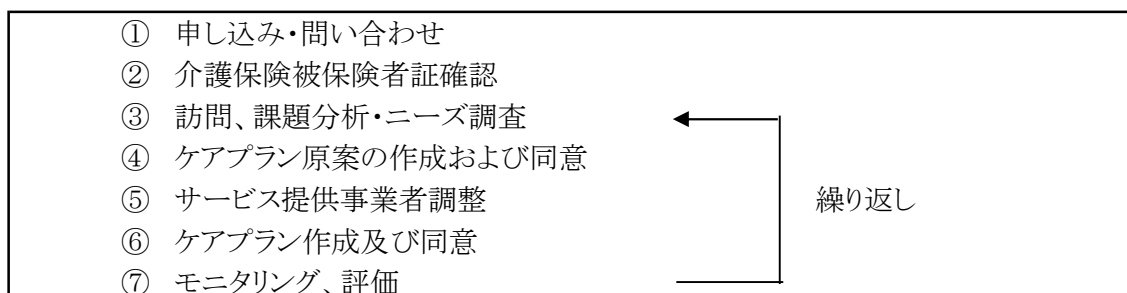
(4) 営業日 12月31日から1月3日を除く年中無休

(5) 担当介護支援専門員

氏名

※入院された時は入院先医療機関へ介護支援専門員の氏名等を必ず提供してください

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



- ・ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。前6か月間に作成したケアプランの 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の位置付けた割合及び上記サービスの同一事業所による提供割合を別紙を用いて説明できます。
- ・医療系サービスの利用を希望される場合、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、ケアプランを交付します。
- ・サービス事業所等から伝達された情報やケアマネジャーがモニタリング等で把握した状態等について主治医等へ必要な情報伝達を行い平時から医療との連携を図ります。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額を負担いただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日倉敷市等市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けることができます。

①居宅介護支援利用料(1ヶ月あたり)

	要介護 1・2	要介護 3・4・5	※ 介護支援専門員1人あたりの担当件数
I	10860円	14110円	45件未満の部分
II	5440円	7040円	45件以上の場合で45件以上60件未満の部分
III	3260円	4220円	45件以上の場合で60件以上の部分

②運営基準減算に該当する場合(算定基準あり)の居宅介護支援利用料(1ヶ月あたり)

	要介護1・2(I)	要介護3・4・5	要介護1・2(II)	要介護3・4・5	要介護1・2(III)	要介護3・4・5
2か月未満	5430円	7055円	2720円	3520円	1810円	2110円
2か月以上継続の場合	0円	0円	0円	0円	0円	0円

③特定事業所加算Ⅱ 4210円

要件を満たしており基準に適合している事業所として倉敷市長に届出しています。

④算定基準に該当する場合にはそれぞれの料金が加算されます。

- ・初回加算(算定基準あり) 3000円
- ・入院時情報連携加算(算定基準あり) I : 2500円、II : 2000円
- ・退院、退所加算(算定基準あり) I イ: 4500円、I ロ: 6000円
II イ: 6000円、II ロ: 7500円
III : 9000円
- ・通院時情報連携加算(算定基準あり) 500円
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算(算定基準あり) 2000円
- ・ターミナルケアマネジメント加算(算定基準あり) 4000円

⑤特定事業所集中減算 ▲2000円

正当な理由なく、特定の事業所へのサービスの偏りの割合が80パーセントを超える場合に減算されます。

⑥同一建物減算 ▲居宅介護支援利用料の5%

事業所が所在する建物と同一敷地内、隣接する敷地内の建物、1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービス提供した場合に減算されます。

(2) 交通費

一般道路利用の場合は原則無料です。

有料道路等の利用については、利用者及び家族の同意を得て実費をいただきます。

(3) 解約料

いただいておりません。

(4) その他

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月5日までに前月分の請求をいたしますので15日までに
お支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行します。お支払い方法は 銀行振込、現金
集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支
援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様がお亡くなりになった場合
- ・ お客様が要支援認定または自立と判定された場合
- ・ 施設入所された場合

④ その他

お客様やご家族などが当法人や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難い
ほどの背信行為を行った場合、またはお客様やご家族からの説明に虚偽の事実等が判明した
場合には、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立し、かつ、有意義な日常生活を
送ることができるよう、適切なサービスの提供を行います。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療
サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者の連携により総合的かつ効果的に提供されるよう
配慮します。

常に利用者の立場に立って、利用者の意思および人格を最大限尊重し、利用者に提供される居宅
サービス等が特定の種類、特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正、中立に
行います。

倉敷市を含む市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、
介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めます。

利用者の人権擁護、虐待の発生及びその再発防止のための措置を講じています。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

利用者および家族のニーズ、利用者の課題分析については、介護支援専門員の個人的な考え方や手法にのみならず、要介護者等の有する課題を客観的に抽出するための合理的手法として、全国社会福祉協議会「居宅サービス計画ガイドライン」を使用しますが、国が提示している課題分析標準項目に沿って総合的に実施します。

(3) 特定事業所加算(Ⅱ)取得事業所

以下の要件を満たせば倉敷市長に届出を行い特定事業所加算(Ⅱ)取得事業所となります。

- ・常勤専従の介護支援専門員を3名以上及び主任介護支援専門員を1名以上配置しています。
- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催しています。
- ・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。
- ・当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施しています。
- ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供します。
- ・法定研修等における実習受入事業所として人材育成への協力体制を整備しています。
- ・特定事業所集中減算等の適用はなく、中立公正を確保しています。
- ・ヤングケアラー、生活困窮者、難病等高齢者以外の対象者への支援に関する研修会や事例検討会等に参加しています。
- ・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施しています。
- ・必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成しています。
- ・介護支援専門員1人当たりの利用者数は45件未満です。

(4) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	○	全社協 居宅サービス計画ガイドラインを使用しますが、国が提示する課題分析標準項目に沿って実施します
介護支援専門員への研修の実施	○	研修会には積極的に参加し、質の向上を図っています。事業所内で伝達講習も行っています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	○	前記4の(3) 参照

7. サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

王慈総合ケアセンター	電話番号	086-473-9002
	FAX番号	086-473-9090
	担当者	加納 泉
	対応時間	8:30~17:00 (12/31~1/3を除く)

※つながらない場合は086-473-9000

② その他の窓口

倉敷市介護保険課	所在地	倉敷市西中新田640番地
	電話番号	086-426-3343
	FAX番号	086-421-4417
	対応時間	8:30～17:15 月～金曜日（祝日、12/29～1/3除く）
岡山県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	岡山市北区桑田町17番5号
	電話番号	086-223-8811
	FAX番号	086-223-9109
	対応時間	8:30～17:00 月～金曜日（祝日、12/29～1/3除く）

③ 事故等

利用者に対する居宅介護支援の提供により万一事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償に付き必要な措置を講じます。

8. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9. 「介護サービス情報の公表」

平成18年度より「介護サービス情報の公表」制度が導入されました。

介護サービス利用者が、事業者の情報を比較・検討して、利用するサービスを適切に選択できるように支援することを目的としています。

各介護サービス事業所が、提供するサービスの内容や運営状況に関する情報を公表しています。

岡山県介護サービス情報センターホームページで検索・閲覧いただけます。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/33/>

10. 高齢者虐待防止の取組

利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発防止のため、対策委員会の開催、指針整備、研修の実施を行っています。

11. 感染症や災害時の対応

感染症発生及び蔓延等防止のため委員会の開催、指針整備、研修、訓練等に取り組んでいます。感染症や災害発生時であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように計画の策定、研修、訓練を行っています。

12. ハラスメント防止の取組

職場でのパワーハラスメント、セクシャルハラスメントの防止に関する指針や相談窓口を周知しています。セクシャルハラスメントについては事業所内に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。

事業所として、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための取組も講じています。

13. 身体的拘束等の禁止への取組

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
身体的拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. その他

モニタリングやサービス担当者会議等サービス事業所を招集して行う会議において、テレビ電話装置⁴を活用する場合があります。その場合文書により利用者の同意を得ます。サービス担当者会議等にて状態が安定していること、担当者から情報を受けること等主治医やサービス事業所の合意を得ます。居宅サービス計画書等の説明、同意、交付については、利用者やその家族の承諾を得て書面に代えて、電磁的方法による対応をとることがあります。

15. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 王慈福祉会
代表者役職・氏名	理事長 胡谷 俊樹
本社所在地・電話番号	岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号 086-473-9000

……………契約をする場合は以下の確認をすること……………

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	
所在地	岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号
名称	社会福祉法人 王慈福祉会 理事長 胡谷 俊樹

事業所	
説明者	所属 王慈総合ケアセンター 氏名

私は、契約書および本書面により、
事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け理解し同意しました。

利用者 住所

氏名

代筆者 住所

氏名

続柄()

個人情報利用及び取得に関する同意書

私は(及び私の家族の)個人情報の利用については、下記により必要最低限の範囲での取得及び使用することに同意します。

1 取得目的

- 1) 介護サービスの提供を受けるに当たり、介護サービス事業所との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況等を把握するために必要な場合
- 2) 上記1)のほか、サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- 3) 介護サービスの提供にあたり、医療機関や家族より病状等の把握をする場合

2 使用目的

- 1) 居宅サービスの提供を受けるに当たり、居宅サービス事業所との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- 2) 上記1)のほか、サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- 3) 受診または入院時、医療機関へ状況を説明する場合
- 4) その他、王慈福祉会「個人情報保護に対する基本方針」に記載されている場合

3 個人情報を取得及び提供する事業所等

- 1) 居宅サービス計画書に記載されている居宅サービス事業所等
- 2) 病院または診療所
- 3) 入所希望される施設等

4 使用する条件

- 1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- 2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等を記録します。

以上

社会福祉法人 王慈福祉会
理事長 胡谷 俊樹 殿

令和 年 月 日

本人 住所

氏名

代筆者 住所

氏名

続柄()

家族代表 住所

氏名

続柄()